

公開口頭審理等の傍聴に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第3号

公開口頭審理等の傍聴に関する規則の一部を改正する規則

公開口頭審理等の傍聴に関する規則（昭和45年香川県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(傍聴の手続)</p> <p>第4条 <u>第2条に規定する場合において、公開口頭審理等を傍聴しようとする者は、あらかじめ人事委員会事務局にその旨を申し出、別記様式による傍聴券の交付を受けなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p><u>別記様式（第4条関係）</u></p> <p>(表面)</p> <div data-bbox="174 778 604 1292" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p style="text-align: center;">第 号</p><div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; padding: 5px; text-align: center;">傍 聴 券</div><p>とき 年 月 日</p><p>ところ</p><p style="text-align: center;">香川県人事委員会</p></div>	<p>(傍聴の手続)</p> <p>第4条 公開口頭審理等を傍聴しようとする者は、あらかじめ人事委員会事務局に<u>氏名及び住所</u>を申し出、別記様式による傍聴券の交付を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p><u>別記様式（第4条関係）</u></p> <p>(表面)</p> <div data-bbox="1164 778 2072 1292" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 40%; text-align: center;">第 号</td><td style="width: 40%; text-align: center;">第 号</td></tr><tr><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">傍 聴 者</td><td></td></tr><tr><td style="text-align: center;">○</td><td>氏 名</td><td></td></tr><tr><td></td><td>住 所</td><td></td></tr></table><div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 10px auto; padding: 5px; text-align: center;">傍 聴 券</div><p>とき 年 月 日</p><p>ところ</p><p style="text-align: center;">香川県人事委員会</p></div>		第 号	第 号	○	傍 聴 者		○	氏 名			住 所	
	第 号	第 号											
○	傍 聴 者												
○	氏 名												
	住 所												

(裏面)

注 意 事 項

- 1 本傍聴券は、当日限り有効とする。
- 2 傍聴中は、本傍聴券を携行すること。
- 3 傍聴中次の事項を守ること。
 - (1) 鉢巻、たすき、腕章等を着用し、又は不体裁な身なりをしないこと。
 - (2) 公開口頭審理等の言論に対し賛否を表明し、又は拍手等をしないこと。
 - (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (4) 許可なく撮影、録音等をしないこと。
 - (5) 静かに傍聴し、私語、談笑等公開口頭審理等の進行を妨げるような行為をしないこと。
 - (6) その他係官の指示に従うこと。

(裏面)

注 意 事 項

- 1 本傍聴券は、当日限り有効とする。
- 2 傍聴中は、本傍聴券を携行のこと。
- 3 傍聴中次の事項を守ること。
 - (1) 鉢巻、たすき、腕章等を着用し、又は不体裁な身なりをしないこと。
 - (2) 公開口頭審理等の言論に対し賛否を表明し、又は拍手等をしないこと。
 - (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (4) 許可なく撮影、録音等をしないこと。
 - (5) 静かに傍聴し、私語、談笑等公開口頭審理等の進行を妨げるような行為をしないこと。
 - (6) その他係官の指示に従うこと。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。